

蒲郡市景観計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画を策定するにあたり、必要な事項を協議するため、蒲郡市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管事務)

第2条 委員会は、蒲郡市景観計画（以下「景観計画」という。）の策定に関する検討事項その他必要な事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等の代表者又はその指名する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 市長は、前項に規定する者のほか、愛知県職員をオブザーバーとして委嘱することができる。

(任期)

第5条 委員及びオブザーバーの任期は、当該委員及びオブザーバーの委嘱の日から景観計画策定の日までとする。

2 委員及びオブザーバーに欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員が代理人にその権限を委任した場合には、代理人を出席委員とみなす。
- 3 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより円滑な議事運営に支障が生じると認められる内容については、非公開で行うものとする。

(幹事会)

第8条 委員会に、景観計画の策定に関する検討事項に係る内容等の調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる課又は公所の長をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は都市計画課長をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の経過及び結果を委員会に報告する。

(作業部会)

第9条 委員会に、景観計画の策定に関する検討事項について調査研究するため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表に掲げる課又は公所の長の推薦により、その所属する職員をもって構成する。

(関係者の出席)

第10条 委員会、幹事会及び作業部会（以下「委員会等」という。）は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第11条 委員会等の事務局は、都市開発部都市計画課に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年11月2日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、景観計画策定の日限り、その効力を失う。

別表（第8条、第9条関係）（幹事会及び作業部会）

企画政策課
観光商工課
農林水産課
環境清掃課
土木港湾課
道路建設課
建築住宅課
都市計画課
博物館